

# 養父市農業委員会からのお知らせ

守ろう、活かそう大切な農地を！

～農地パトロールを実施しました～

農業委員会では「農地を守り、農地の有効利用を進める運動」として、8月27日に農地パトロールを実施しました。農地パトロールは、無断転用や遊休農地を調整し、是正指導を行うとともに、制度の周知徹底を図るため農業委員会が行ったものです。



市内のパトロールを実施

なくそう農地の無断転用！

～農地の転用には許可が必要です～

すべての農地が、転用の対象となります。たとえ自分の土地でも農地を宅地等にするためには、県知事等の許可が必要です。また、一時的な利用であっても転用許可が必要です。

## 農地転用とは

農地を農地でなくすこと。農地を住宅敷地、工場敷地、道路、資材置場、駐車場、山林等の用途に転換すること。

## 一時的な転用とは

農地を一時的に仮資材置場等として利用したり、土壌改良のため一時的に農地として利用できなくすること。

## 許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら

許可を得ないで無断で農地を転用したり、許可どおり転用しないと工事中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。



農業委員会部会を開催

また、3年以下の懲役や3百万円以下の罰金の適用もあります。

農地転用についての手続き等詳しいことは、農業委員会事務局又は地区担当農業委員にご相談ください。

◆お問い合わせ先 養父市農業委員会 (☎664-1450)、八鹿振興課産業係または各地域局産業建設課産業係まで

## 許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら!?

◆工事の中止・原状回復命令 (農地法第83条の2)

◆3年以下の懲役・300万円以下の罰金 (農地法第92条)